

坂 教 生 第 734 号
令 和 3 年 3 月 5 日

単位スポーツ少年団代表者 各位

坂井市教育委員会
教育長 川元利夫
(公印略)
坂井市スポーツ少年団
本部長 長船信弘
(公印略)

対外試合自粛の一部解除について

日頃は、市内児童・生徒に対するスポーツの推進と健全育成にご尽力を賜り、厚くお礼申し上げます。また、活動における新型コロナウイルス感染症防止対策にご理解とご協力をいただいておりますこと重ねてお礼申し上げます。

さて、市内スポーツ少年団の対外試合については、県の発令する警戒レベルに応じて、これまで県内限定とし、例外として県内予選を勝ち抜いた大会や6年生最後の大会、県レベルの選抜チーム等に関り、届出制により県外との対外試合を認めていたところです。

現在は、県では「福井県感染拡大注意報」を2月28日に解除し、全国的にも首都圏以外の緊急事態宣言地域は解除に至っています。

しかし、今後も感染拡大が懸念される状況であることに変わりはなく、今しばらくは、県内限定の対外試合を継続いたします。

一方で、春の季節を迎える中、県外チームとの交流戦を求める声もあることから、感染症の警戒レベルが低いと判断される地域に関り対外試合を認めることとし、実施の場合には、これまでと同様に事前に届出をしていただくこととします。

今回の措置は、対外試合を励行するものではなく、実施には慎重な判断と、実施する場合の感染症対策の徹底をお願いいたします。

記

1. 対外試合について 別表参照

3月6日(土)以降、県外における次の地域とのチームとの試合等を可とする。

試合・往来ができる地域の判断

福井県ホームページにある「全国感染状況は(こちらクリック)」地図上の白地の地域※

※白地…福井県基準でいう警報未満の地域となります。

なお、赤・紫・黒地の地域は、原則、対外試合の自粛を継続します。

- ・日々更新されていますので、最新の情報に注意してください
- ・移動経路に赤以上の地域を経由する場合は休憩所等での感染予防を特にお願いします。

2. 今後の判断について

- ・県の警戒レベルの発令状況や市内・近隣の感染状況等を鑑み判断します。

裏面に続く

別表 「対外試合の制限等について」

「全国感染状況」は日々更新されていますので、最新の情報に注意してください

福井県 HP 新型コロナウイルス感染症について 全国感染状況	対外試合 (交流戦含む)	実施の場合の 届出
白地 地域	可	要
赤地 紫地 黒地 } 地域	自粛	

・ 移動経路に赤以上の地域を経由する場合は休憩所等での感染予防を徹底してください。

【参考】対外試合自粛等の推移

- ・ 9月 1日付 当面の対外試合を自粛
- ・ 9月 10日付 坂井地区内限定可
- ・ 9月 24日付 県内限定可
- ・ 3月 5日付 県内限定可を継続するが、届出により警戒レベルが低い
県外地域との対外試合可

【お問い合わせ】

坂井市教育委員会 生涯学習スポーツ課

電話 50-3162(直通)

メール gakusyu@city.fukui-sakai.lg.jp

坂井市スポーツ協会

電話 68-0123(直通)

メール sss@s-taikyo.jp